

北九州芸術劇場 & 響ホール チケットクラブQ 会員規約

第1条 【名称等】

会の名称は「北九州芸術劇場 & 響ホール チケットクラブQ」（以下「本会」という）といたします。
本会は、公益財団法人北九州市芸術文化振興財団（以下「財団」という）が運営します。

第2条 【目的】

本会は、財団の事業を支援する会員に様々な情報や特典を提供することにより、地域の豊かな芸術文化の創造に寄与することを目的とします。

第3条 【会員】

会員とは、本会の規約を承認のうえ入会を申し込み、所定の会費を納め、かつ財団が入会を認めた方をいいます。

第4条 【会費】

- (1) 一期（2年間）の会費は500円です。
- (2) 更新希望者は一期毎に会費を支払い、継続ができます。
- (3) 納入された会費は、理由の如何を問わずに返却しないものとします。

第5条 【入会・更新手続き】

- (1) 本会へ入会しようとするときは、入会申込書に必要事項を記載のうえ財団に提出するものとし、あわせて会費を納めていただきます。
- (2) 会員資格を更新しようとするときは、会員資格の有効期間内に更新手続きを行い、あわせて次期分の会費を納めていただきます。

第6条 【会員証及び会員証の紛失・盗難等】

- (1) 入会・更新時に会員証を発行します。
- (2) 会員証は、会員本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡・貸与することはできません。
- (3) 会員証を紛失・盗難等によって失った場合、また汚損・破損した場合は再発行いたしますので、財団にお申し出ください。なお、再発行手数料として100円をいただきます。
- (4) 紛失・盗難等で生じた損害について、財団は一切の責任を負いません。
- (5) 再発行後の旧会員証は無効とします。

第7条 【会員資格の有効期間】

入会は随時可能とし、会員資格の有効期間は入会日から2年間です。（2年後の同月末日まで）

第8条 【特典】

会員は次の特典を有するものとします。

- (1) **チケットの先行予約**
 - (a) 財団が指定する公演等に適用します。
 - (b) 先行予約の販売方法については、別途財団が定めるものとします。
 - (c) 予約枚数が予定数に達した場合など、受付終了となり先行予約をお受けできないことがあります。
 - (d) ご希望に沿った席を予約できない場合がございます。予めご了承ください。
- (2) **ポイント積立による割引サービス**
 - (a) 財団窓口（北九州芸術劇場または北九州市立響ホール）でチケットを購入する際は、会員証をご提示ください。
 - (b) 財団が指定する公演のチケットを財団の窓口、電話及びウェブサイト（以下「財団直販」という）で購入した場合に、購入額の5%相当のポイント（以下「積立てポイント」という）を付与します。

- (c) ポイント付与の対象となるチケット枚数は、会員一人につき1公演あたり4枚までとします。
- (d) 積立てポイントは、次回購入時から、100ポイント単位(1ポイント=1円)でチケット代金の一部として充当することができます。ただし、財団指定公演のチケットを財団直販で購入した場合に限ります。
- (e) 複数枚の会員証をお持ちの場合は財団にお申し出ください。なお、積立てポイントの合算はできません。
- (f) 積立てポイントの換金はできません。
- (g) 積立てポイントの有効期限は、会員資格の有効期限と同日とします。なお、会員資格を更新した場合は、次期期限まで持ち越すことができます。
- (h) 会員資格を喪失すると、同時に積立てポイントは無効になります。

(3) **公演情報の送付**

財団の事業を掲載した情報誌を送付いたします。

(4) **協賛店での割引サービスなど**

本会の目的に賛同した店舗等で、様々な特典を受けることができます。

特典を受ける際は、協賛店で会員証をご提示ください。

尚、協賛店及び特典内容は予告なく変更になる場合がございます。

第9条 【届出事項の変更】

- (1) 入会申込書の記載事項に変更が生じたときは、会員は速やかに財団に変更事項を届け出るものとします。
- (2) 前項の届け出がないために、財団からの送付書類等が遅延または到着しなかった場合、財団はその責任を負いません。

第10条 【本人確認】

各種手続きにおいて、本会が必要とする場合は会員本人を証明するものとして公的機関発行書類（運転免許証・健康保険証等）の提示を求めることがあります。

第11条 【営利目的でのチケット購入およびチケットの転売禁止】

購入した公演チケットを、インターネット・オークション、対面販売、その他方法の如何に関わらず、財団が営利目的と判断とする態様によって第三者に転売することを禁じます。

また、これに反するチケットであると判明した場合、当該チケットでのご入場をお断りすることがあります。

第12条 【退会及び会員資格の喪失】

会員は自らの意思をもって、随時退会できます。その際は、会員証を添えて財団にお申し出ください。

また、次の各号のいずれかに該当する場合は、会員資格を喪失し、会員証は返却するものとします。

- (1) 申込書の内容に虚偽の内容があった場合
- (2) 前条に反すると財団が判断した場合
- (3) 会員が本会の業務を妨げ、信用を傷つける等、本会の不利益となる行為をした場合
- (4) 会員が死亡した場合
- (5) 本会が解散した場合
- (6) 北九州市暴力団排除条例等により、会員として不適切であると財団が判断した場合

第13条 【個人情報の取扱い】

財団は、会員から提出された個人情報（氏名、住所、電話番号など）や購入履歴などの情報（以下「会員情報」という）の取扱いについて、個人情報保護法その他関係法令を遵守し、適切に取り扱います。

- (1) 財団は、会員情報を次の目的のために使用します。
 - (a) 本会サービス提供の際の本人確認
 - (b) 本会サービス、主催公演等各種情報、キャンペーン実施などの案内
 - (c) 会員資格に関する各種手続き
 - (d) 財団運営および本会サービス向上のための資料作成
- (2) 会員情報を取り扱う従事者に対し、保護の重要性とその責任を周知・徹底し、教育に努めます。
- (3) 会員情報の照会、訂正、削除等の申し出があった場合は、本人であることを確認したうえ、合理的な範囲内で速やかに対応します。

- (4) 次号の場合を除き、財団は会員の事前承諾無しに、会員情報を第三者に開示または提供を一切いたしません。
- (5) 法令に基づき裁判所、その他の司法機関および行政機関から会員に関する情報の開示を要求された場合または開示しないことが会員の不利益となることが判明した場合、財団は会員に関して自らが有する全部または一部の情報を司法機関、行政機関、その他第三者に対して開示できるものとします。

第14条 【規約の変更】

財団は本規約を会の運営に応じて随時変更できるものとします。
この場合、財団は速やかに会員に通知するものとします。

第15条 【その他】

本規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、財団が別に定めます。

第16条 【施行】

本規約は、平成15年1月12日から施行します。
本規約は、平成23年5月1日から施行します。
本規約は、平成27年4月1日から施行します。